

令和3年度 第2回静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会 会議録

日 時	令和3年12月8日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	県庁別館2階第3会議室B
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順） 小杉山晃一、近藤多美子、名倉光子（3名）</p> <p>特別委員（敬称略、五十音順） 石原敬史、勝又立雄、金澤俊二郎、小泉透、澤井謙二（5名）</p> <p>事務局（県側出席者） 高松自然保護課長、深野鳥獣捕獲管理室長、辰巳課長代理 野生生物保護班 市川班長、綿野主査、萩原主任、小松主任 鳥獣捕獲管理班 大橋班長、渡辺主査（9名）</p> <p>助言者（県関係各課） 文化財課 宗野主事、感染症対策課 森専門主査、衛生課 吉田主査、地域 農業課 吉坂班長、神谷主査、畜産振興課 秋山主任、農地保全課 小長井 主任、林業振興課 栗原技師、森林整備課 猿田主任、森林・林業研究セン ター 鷲山主任研究員</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定 2 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）の作成 3 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）の作成 4 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）の作成
配布資料	<p>令和3年度（第2回）静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会 次第 静岡県環境審議会鳥獣保護管理部会出席者名簿 第13次鳥獣保護管理事業計画（案） 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）（案） 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第6期）（案） 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第4期）（案） 鳥獣保護管理部会別冊資料</p>

1 会議成立報告等

委員、特別委員計 12 人中 8 人の出席を確認。司会から、「委員及び特別委員の過半数の出席が得られていることから、静岡県環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、今回の部会が成立している」旨の報告があった。

2 議事

議案 1 第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定

議案 2 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第 5 期）の作成

議案 3 第二種特定鳥獣管理計画（カモシカ）（第 6 期）の作成

議案 4 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第 4 期）の作成

(1) 議案説明

議案 1 の計画案について、パワーポイント資料により、事務局から概要説明を行った。

(2) 質疑応答

ア 議案 1 関係〈第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定〉

（部会長）

豚熱の公表をどうするのかとか、地元の意向を踏まえた（特定猟具使用禁止区域の指定）という、先ほど（説明のあった環境審議会で）の御意見について、事務局側からの回答というのはその場でお話したということですか。

（事務局）

審議会の本会でいただいた御意見への回答については御意見として承りまして、部会の方で引き続き御審議いただくということで、その場での回答はしておりません。今日、そのうち回答できるものについて、まず豚熱の公表について御意見をいただきましたが、家畜の防疫業務を所管しております経済産業部へ伝えさせていただきたいというのがまず 1 点でございます。

それから、特定猟具使用禁止区域の指定に係る地元の意向の集約の仕方につきましては、その集約の仕方、人も入れ替わったりしているという中で、工夫ができるのではないかなという御意見をいただいておりますが、引き続き、検討しておりますので、次回の部会で報告をさせていただければと思います。以上でございます。

（委員）

今、御説明いただいた第 13 次鳥獣保護管理事業計画の変更に関しては、国が主体的に指針を出して、それに基づく変更と、県内の状況・要望等を踏まえたものと、大きく分かれると思うんですけど、県内の状況変化・要望等に関する資料というのは、資料というか根拠は、これまでこの部会で何か報告というか御提供があった内容だったんでしょうか。私、昨年からの審議会の方に参加しておりまして、その間に何かありましたら存じ上げないんですけども、今回、変更点、特に航空機の安全の新設とか、そういった新しい変更或いは新設に関する事で県内の状況が分かるものがあれば、資料として添付する必要があるのかなと考えました。以上です。

(事務局)

県内の状況変化・市町等からの要望を踏まえた改定の部分ですが、今年の2月に関係する市町、関係する県庁内の部局等に意見照会を行いまして、出てきた要望等をこちらの計画に反映するという形になっております。この部会の中で何かこれまでにお出ししているということはありません。今回の計画策定にあたってそういった意見を取り込んで、案を策定しているという状況でございます。

捕獲基準の緩和等についてですけれども、そちらも基本的に市町等の要望を踏まえて、新設や緩和を考えてございます。

(部会長)

今回の改正に至って、第13次計画で年間の捕獲許可が出る流れになってはいるんですが、多分我々部会なり環境審議会で議論する上では、その新設された航空機の安全のために、この捕獲がどれだけ効果があったのかというのは後々知りたい情報になってくるのかなという気がするので、その辺の記録は、ぜひ特にお願ひしたいと思います。

(委員)

全体的に評価とか国の方針に基づいた、第13次の鳥獣保護管理事業計画が提案されたんじゃないかと思って聞いていました。

今の話に関係するんですけれども、色々な農業被害とかそういうものについては、例えば私も実情が分からないもので聞きたいんですけれども、私が伊豆に3年間勤めていた時に、もう百姓やめるよって言って離農してしまう人がいる。そういう方も、もう荒らされ放題で、だけどももう離農してしまえば被害として届けられない。そういうものについてはどういう現状把握をしてるのかということが1点ですね。

あとですね、言葉尻をあげつらうみたいですが、最後のページのところにある狩猟者の負担軽減のために各種申請の電子化に取り組むということなんですけれども、私も今、地元の御殿場あたりでも猟友会の高齢化が進んでまして、ぜひそういう方にもですね、簡単にできる、多分パソコンも家にお持ちでない方もいるんじゃないかと思っておりますので、そういう方が本当にすぐにできる、簡単にできるというようなシステムを考えていただけるといいんじゃないかと思っております。この案が、計画がですね、実効性を伴って推進されるんじゃないかと思っておりますので、その辺はお願いです、後の方は。はい以上です。

(部会長)

前半に関しましてコメントをお願いします。

(事務局)

農業被害で離農してしまった後、どういう把握をしているかということでございますけれども、これは正しくは農業の担当にお聞きしないと分からない点もございまして、またそれは確認をさせていただきたいと思っております。

ただ、耕作放棄地対策というのはやはり県の中でも非常に問題になっておりまして、そういったところを農業の事業で少しずつ対策をして、しっかりと管理ができるような農地

に戻すですとか、或いは餌になってしまう、寝床になってしまうというようなことがございますので、そういうふうにはならないように、きちっと森林に戻していくことを行っておりますので、この辺も併せて次回お答えしたいと思っております。

(部会長)

鳥獣保護の業務と申しますか、事業につきましては、質問にありましたように、農林部局だとか或いは畜産部局だとか様々な他の部局との関連があるので、なかなか自然保護課だけでは扱えないような情報がかなりあるかと思っておりますけれども、その辺も庁内で連携をとりながらお願いしたいと思っております。

庁内連携というともう一つ、僕は環境保全と申しますか自然環境保全の分野に関わっているんですが、そういう意味で言えば、生物多様性の保全とこれがどう連動していくのかというあたりも重要な問題だと思っておりますけれども、例えば自然公園の、これは環境審議会でも話し合われるんですが、自然保護区みたいなもののトータルな面積の拡幅みたいなことを考えるとすれば、例えば鳥獣保護区の更新を原則とするとか、それは更新だけではなくて県立公園なりとタイアップした上での拡大みたいなことが、将来的には視野に入ってくることはあるのでしょうか。

部局が違うところと連携しなければいけないという意味では、同じ問題かもしれませんが、やはりその保護区というのは、いろんな法律に基づいて、多々あるにしても、野生生物にとってはトータルで安心できる生活の場所ということになるので、こちらの鳥獣保護区の指定と他の類似した環境保護区の指定みたいなこととの連携みたいなことがあれば、さらに効果が高まるんじゃないかなという気もしています。

(事務局)

御意見ありがとうございます。自然公園、県立自然公園については、自然保護課で所管しております。今お話のありました生物多様性との関連で、保護区の拡大については、国の方でも2030年度までに、いわゆる保護区を30パーセントまで拡張していくという方針が示されておりました、国立公園ではありますけれども県内では南アルプスの国立公園の区域の見直しが進められておりました、4年計画で環境省が今2年半程度かけておりますけれども、引き続き進めております。そういった中で県内の拡大が図られていくのかなということで、状況を注視しております。当然、自然公園ですとか鳥獣保護区につきましても、今いただいた御意見を踏まえて、今後そういった状況を見ながら改めて考えて参りたいと思っております。

(委員)

すみません、ちょっとよくわからなくて教えていただければと思うんですが、感染症への対応です。国の指針の改正のポイントは、野生鳥獣に関する感染症対策について情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施、それから公衆衛生・家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有ということだと思うんですね。それで、御説明いただいている資料を見ますと、その他感染症のところでもダニを挙げられているんですね。ダニによるSFTS等の患者が県内で発生していることの情報収集、関係者・関係部局との情報共有に努めるということなんですが、このダニによる感染で野生鳥獣に何か影響が出てくるん

ですか。もしそうでないのであれば、野生鳥獣の感染症から人の方に伝播するような話の方がいいのではないかなという感じがします。新旧対照表の細かいところを見ますと新たに書かれているんですけど、そこでは他にも口蹄疫とかウエストナイル熱とかそういったものも挙げられていますので、あえてマダニを出すのがよく分からないということで、この辺の補足的な説明をいただけるとありがたいと思います。

(事務局)

国の方の指針に SFTS だけでなく、口蹄疫とかウエストナイル熱等々が記載されているんですけども、県内で確認されているのが SFTS になるものですから、それを取り上げた形で説明資料を作成させていただいています。実際、野生鳥獣の中で SFTS の感染が見られるということではありませんので、また説明資料の見直しを考えたいと思います。

(委員)

いくつかあります。先に確認なんですけど、不勉強で申し訳ないですけども、17 ページの表ですが、キツネ・アナグマの航空機の安全の基準の新設とありますが、これは、滑走路への侵入とか穴を掘ってしまうとか、そういうことでよろしいですか。

(事務局)

お答えします。アナグマですが、空港を囲うフェンスの下に穴を掘るなどして、敷地内に侵入するということが、キツネもそうしてできた穴を利用して敷地内に進入するということが聞いております。アナグマは敷地内のミミズだとか昆虫等を捕食しまして、キツネはネズミ等を捕食して生息しているということで、近年空港近くで出沒数が増えています。特にアナグマは体も大きく、滑走路に出沒すると航空機の発着に支障を来すということで、要望が挙がってきたものですから、基準の新設を考えました。

(委員)

はい、わかりました。想像つきましたけれど、鳥と視点が違うということだと思いますが、この表がどこまで出回るかわかりませんが、う～んと思う方もいるかなと思って、聞きました。

それから、18 ページになりますけれども、ツキノワグマの点ですが、静岡県はそれほど密度が高い場所は、他県に比べると多くはないんですけども、やはり時々そういうこと（出沒）があります。

出沒を抑制するための普及啓発ということになりますけれども、具体的にはどういったことをしていこうと考えておられるか、それをお聞きしたいと思います。

(事務局)

お答えいたします。ツキノワグマは収穫せずに残された、果物や生ゴミを狙って生活圏に出沒することがあるため、そうした誘引物をあらかじめ除去することを県のホームページに掲載すること、各種広報誌・広報媒体を使って普及啓発すること、そういったことを考えております。以上です。

(委員)

一番スタンダードな情報発信だと思うんですが、御存知の方もいらっしゃると思うんですけど、日本のツキノワグマ並びにヒグマに対して、保護或いは普及啓発、教育的な活動をしている団体もごございます。そういったところが普及啓発のためのキットを、具体的に言うとトランクキットという言い方をしていますが、そういったものを使って、学校等への出張、或いは授業で取り組んでいきたいと思いますということもありますので、そういった具体的なものを使った学校教育への反映というの、何らかの形で将来的に取り入れていただけるといいかなと思っています。

今回改定しないというところにはなってしまうんですけども、5ページに戻りますが、「鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進」といったところ、それから6番の「市街地への出没」の関係、でその辺もなかなか結局市民に情報が行っていない、広まっていけないというのが正直現状かと思います。そういったところを具体的に進めるにあたっては、やはり子供たちへの教育というか、子供の頃からそういったところに触れる機会を増やしていく。そういう姿勢をぜひ県として取り入れていただけるといいかなという、質問ではなくて、意見です。

それからもう1点すみません、多くて申し訳ないのですが、これも県において既に対応済みとなっていますけれど、7ページの外来鳥獣への対応というところでございますけれど、県民への情報提供、正確な知識の啓発ということで、すでに盛り込んでおられますのでそれで全然いいんですけど、実際はまだまだ広まっていけないのが現状です。先日も私の職場、森林公園に勤めていますが、問い合わせがあって、ヌートリアを見たんだけどもどしたらいいかという。それで、当然手を出すとかそういう話ではなくて、どこかに知らせた方がいいのかという話がありましたので、市の連絡先を教えましたけれど、ヌートリアかどうかということが判断できただけでも良かったかなと思うんですが、そういったところを市民レベルで情報を収集するためにはもっとそのルートをしっかりと広めていかなければいけないかなと思いました。意見としてください。以上です。ありがとうございました。

(部会長)

はい、ありがとうございました。貴重な御意見だと思いますので、また反映させていただくようお願いいたします。

(委員)

環境省の示したガイドラインに基づいて、事業計画が作成されておりますので、その点については、異論はありません。よくできていると思います。

ただ、新しい視点として、その他の計画等との連携を少し意識していただきたいと思いました。生物多様性関係、恐らく静岡県でも地域戦略を策定されていると思いますし、コロナの関係で、次期国家戦略の策定が遅れておりますけれど、30 by 30ということで、陸域においても倍ぐらいに自然保護区を増やそうというようなことがあって、その時にこういう事業計画が関わってくると思いますので、関連するその他の計画と連携をとるということを、文言として書く項目がないので特に記述は求めませんが、進める上で御配慮いただきたいと思います。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。今回の部会につきましては1月にパブリックコメントを踏まえた上で、もう一度議論する場があるということですので、ここで言い足りない部分があったとしても、まだ次の場がありますし、場合によっては直接やりとりしていただくという手段もあるかと思しますので、もしこれで大体、意見は言い終えたという感じがあるようであれば、今日は件数が多いようで、先に進みたいと思いますがいかがでしょうか。はい、それでは一旦休憩を入れたいと思います。

～休憩～

(3) 議案説明

議案2から議案4の各計画案について、パワーポイント資料により、事務局から概要説明を行った。

(4) 質疑応答

ア 議案2関係<第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)(第5期)の作成>

イ 議案3関係<第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)(第6期)の作成>

ウ 議案4関係<第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(第4期)の作成>

(委員)

今まで委員会や環境審議会でも、農作物の被害について、農家の代表として言わせていただいていたんですけども、その一方で動物を殺すということに対して、自分たちの利益を守るために殺してそれだけでいいんだろうかっていうすっきりしないものがありました。最近伊豆に行って、その山林被害、本当に山が荒らされて、枯木の山を見たときに、これはそんなことを言っている場合じゃないなっていうのを強く感じました。

今回の計画の中で方針の優先順位が変わって、「生態系への影響の低減」を一番の目標に上げてきたことは、私にとってはすごく嬉しいことで、こういうことを、県民の皆さんに訴えて、だから、今こういう対策が必要だということを強く訴えていただけると、県民の多くの皆さんに御理解をいただけるのではないかと思います。

これまで「勝手にイノシシやシカを殺しちゃって、いいと思ってるわけじゃない。」っていうような言葉を言われると返事に困るっていうところはたくさんありましたけれども、今回こういうふうな方針を持ってですね、静岡県が環境を守るために、鳥獣駆除ということをするっていうことをすごい良いこと、ありがたいなと思います。

それからもう一つ、私はいつも命をいただくっていうことを、ただ殺すだけではあまりにもその動物に対して不誠実ではないかっていうふうに常に思っていて、いただくっていう、動物を殺した後の処理ですね。それを今環境で散々外国からの牛肉を一度食べれば、外国の水がこれだけ使われるんだよ、こんな環境に悪いんだよって言われている現在ですね。ここにある、地元で取れる限りある資源を有効に使うという方針を是非出していただいて、環境問題の一つとして、静岡県として、環境のために殺すけれども、それをしっかりいただくっていうところまで発展させる考えの中で取り組んでいただけたらもっといいかなと私は思っています。

今回この資料を見せていただいて、何か正直「やったあ」という感じで本当に嬉しかったです。

ありがとうございました。

(部会長)

捕獲したものの利活用は我々も非常に興味のある部分なんですが、この管理計画上、何かこう掲載するとかということは可能なんでしょうか。

(事務局)

管理計画上で考えるかというところもあると思います。所管している農林業部局とも相談をして、計画にどういう形で反映できるのかということを検討させていただければと思いますけれど、よろしいでしょうか。

(部会長)

はい。今回の部会はいくまでも、管理計画の更新にあたっての議論なので、この管理計画に載ってこない話まで広げると、時間内に終わらなくなりそうですが、ただ、やはり我々共通認識として、捕獲した後の状況等は委員の方誰もが興味のある部分だと思いますので、この管理計画に関係なく、環境審議会等で議論できる場を検討していただきたいと思います。

(事務局)

今の利用の関係は、管理計画の案、資料の2-1-3の55ページに、捕獲個体の有効利用についてというところで少し触れさせていただいております。なかなか十分活用できていないんですけれども、特措法でもこの点について多く触れられていますので、今後、こういった形で活用できるのかということも含めて、県庁のなかで部局を横断して進めていく、検討していく議題と思っていますので、また今後、詰めていきたいと思っています。

(部会長)

私の大学では、毎年シカを1頭持ち込んで解体の実習をしていますので、教育としての利用は結構あって、解剖するよりは、捕獲されたもので、手足とか背中とかを見る上では役に立つ教材なのかなと思います。

他に、ニホンジカに関して、お願いします。

(委員)

ニホンジカの管理計画に携わった者として、一言申し上げたいと思います。

一つは、伊豆1万6,000、それから富士7,600という捕獲数を達成して、減少傾向が明らかになったことが、非常に大きい成果です。これだけの捕獲レベルに達したので、個体数推定、これまでちょっともやもやとしてきた問題が明らかになりつつあるということで、まず捕獲を担当している部署には、伊豆1万6,000、富士7,600というこのレベルの捕獲が落ちないように、特に財政面でできなかったということにならないように、よろしくお願いします。

それから、こうやって減ってきた時に、捕獲以外の被害対策の効果が大きくなる可能性がありますので、捕獲以外の被害対策を行っている部局の方には、是非とも防護柵を中心として対策を強く打っていただきたい。それで、個体数だけではない。シカの被害問題の方にも、成果が認められてくるようになるのではないかと期待感がありますので、この点よろしく願いいたします。

(部会長)

このほかにニホンジカに関して、御意見、御質問等ないようであれば、防護柵という話題も出ましたので、カモシカとかイノシシまで広げて、この特定計画について、御意見があればと思います。

(委員)

ニホンジカについては、管理区域が限られておりますが、今回の改定ではこの状況でいいと思いますが、長い目を見た時に、この管理区域そのものについて変更していくというか、その辺のお考えはいかがでしょうか。

(部会長)

何か委員の方で、気づいたりということとか何かもしあればお願いします。

(委員)

背景としては、富士川以西は非常に広いので、その辺、どうしても広がってしまうと、他の伊豆、それから、富士と比較すると、この視点がちょっとぼやけてしまうんじゃないかな、そういった危惧があります。具体的に言うと、計画の44ページ。捕獲状況の実績の表があります。令和元年度の不明の数字が823と、こういったところに現れているのかなと勝手に推測しているんですけども、そういったところの精度を上げていくという視点からも、もうちょっとこう、もし伊豆と富士っていうふうに細かく分けて見ていくのであれば、富士川以西についても、例えば大井川とか、天竜川とか、そういった地形的なところでいいと思うんですが、分けていってもいいんじゃないか。というのは、浜松でいうと、今までニホンジカが見られなかったようなところでかなり出没が見られているため、将来的に細かく見ていくのであればそういった視点も必要かなと思いました。いかがでしょうか。

(事務局)

シカの管理を進める中で一つは地域個体群ということで、分布の連続性ということできずっと伊豆と富士、富士川以西ということでやっています。で、先ほど御紹介いただいた44ページという形で言うと、管理ユニットというものを設けています。これは42ページの方に富士川以西で挙げたんですが、それにつきましては、現計画の中では、もっと大きなユニット管理をしてたんですけども、市町単位にしてきたということで、それはどちらかというと、こうした捕獲頭数であるとか、生息状況の把握がより市町さんと連携しながら、政策自体把握しやすいような形にというふうに変わってきていますので、委員から御指摘をいただいたようなシカの生息状況ということについての、富士川以西の広域性ですとか、

そういうところにつきましては、この計画の 11 ページのところを見ていただくと、次期計画の中での管理目標を表にまとめた詳細があるんですけども、非常に悩ましいのは標高の高いところにもシカは季節移動もするというようなところがありますので、こうした生息状況を把握する中で必要に応じて、管理の単位を変えていくということは、もちろんこれからの中では、あるのかなと思っております。

(委員)

11 ページの表を引き合いに出していただきましたが、これについても、富士川以西については、推定の分布面積、情報不足というのが実態かと思っておりますので、非常に繁殖力が高い動物ですので、気がついたら、爆発的に増えていたという地域が、富士川以西で無いようにしていくためにも、先手先手の体制というのは必要かと思っております。

(事務局)

補足までに説明させていただきますと、情報不足、推定分布面積のところは、確かにそうなのですが、実際に生息実態調査自体は、調査地は非常に多く設けていますが、管理の進め方が、伊豆や富士のように、エリア内の全体の頭数を把握しながらやるというのが適当かというところがありまして、そういう中では、現状の進め方、調査はするんだけど、その全体の頭数を管理するよりは生息密度の高いところをいかに早くキャッチして、そうしたところで対策を進めていく、ということを実況進めているところです。今日いただいた意見を参考にしながら、また今後も進め方については、検討していきたいというふうに考えております。

(委員)

ニホンジカのスライドの方の 16 ページの中に、認定鳥獣捕獲等事業者による奥山捕獲を導入と書いてありますが、この認定事業者というのは、どういう方を指して、今県内に何人ぐらいとか、何グループぐらいとか、実際の状況と、そういう方に、どういうところをお願いをして、どういう時にやっていただいているのかということを知りたいと思いました。

(事務局)

認定鳥獣捕獲等事業者というのは、鳥獣保護管理法が、平成 26 年に改正された時に新しく制度化されたものになりまして、都道府県で、一定の条件を満たす捕獲組織を認定させていただきまして、担い手が不足するような状況の中でより捕獲専門に専念していただくような担い手を作っていくという、そういう趣旨を担っております。県内で今 6 団体を認定させていただいておりますが、この中には猟友会さんも入っておりますが、ただ通常の猟友会のメンバー全員が、この認定鳥獣捕獲等事業者のメンバーになってるかということではございませんで、猟友会の中で制度の中で定められた研修を受けていただいたりとか、条件を備えて、なおかつ、専門的に、ある程度捕獲に本格的に取り組んでいきたいというような方を選抜した中でメンバーにいただいているということです。県の管理捕獲事業による捕獲の中では、通常のエリアのシカの捕獲については、県の猟友会さんと契約をさせていただいておりますが、それでは進まない、捕獲

がいろいろな条件で困難な場所がございます。そうしたところについては、認定鳥獣捕獲等事業者の方にですね、エリアを指定して、手を挙げていただいた団体さんの中で、入札という形でやっておりますけれども、そうした中でお願いをしていくということになります。捕獲の事業者としてということで、新しい制度が始まっているということで御理解いただければと思います。

(部会長)

時間も限られた中で、カモシカやイノシシまで広げた上で、御意見、御質問等いただければと思います。

(委員)

ニホンジカの資料の45ページに、富士川以西の地域ということで生息密度分布図がありますが、里山の方に、密度が高くなっている部分に移ってきていることに関して、質問になるんですけども、何か根拠というか、理由は分かっているのでしょうか。

他の地域のところも、こうした傾向というか、そうしたものは今後参考になるのか。どういう理由で、このような変化が起きているかということについて、何か分かれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

掴めているかということ、正直、結果を見て、こういうところで高くなっているというのを初めて受け止めたところで、これから対策なり、解析をしていかななくてはいけないと思う訳ですが、中山間地域の人の影響なり、環境の変化ということも、効いてきているのではないかと考えております。

(委員)

私、鳥の観点で、いろいろ山に入るんですけども、シカを餌とする動物の動きが変わってきていることについて、何か関係があるかと思っていたので伺いました。

(部会長)

この地図だと地名まで、家に持って帰らないとすぐにはわからない部分もあるので、またそういう植生などと比べながら、把握するような話なのかなと思います。

他に御意見、御質問等あれば、よろしいでしょうか。

次の部会までに、時間があるようであれば、計画案の中身までまた精査していただいた上で必要があれば直接、事務局と連絡を取り合っても構いませんし、そういったものは、次回の部会までにパブリックコメントと併せて検討材料にしてもらいたいと思います。

それではまだまだ言い足りない部分もあるかと思いますが、これで一通り質疑、討論等は〆させていただきたいと思います。

今回いただいた御意見につきましては、次回1月の鳥獣保護管理部会におきまして、答申の取りまとめに向けた意見をまたいただきたいということでお願いしたいと思います。

それでは、四つの議事につきまして一通りの議論を終えたということで、事務局にお返ししたいと思います。

3 閉会

司会から、本日の鳥獣保護管理部会でいただいた意見に加えて、この後のパブリックコメントによる県民の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成し、次回の鳥獣保護管理部会にて修正案をお諮りし、部会としての結論をまとめていただいて部会から環境審議会へ報告する流れとなる旨、また、次回の部会は1月25日を予定しており追って正式に開催通知する旨を説明し、閉会した。